

- 電波の人体への影響については、人体に影響を及ぼさない電波の強さの指針値等を「電波防護指針」(平成2年電技審答申)として定め、その指針値の一部を電波法令による規制として導入し、電波利用の安全性を確保。
- 電波ばく露からの人体防護に関する国際的なガイドライン(国際非電離放射線防護委員会^(※)(ICNIRP)のガイドライン)のうち、**低周波領域(10MHz以下)についての規定が平成22年に改訂**。
- 「生体電磁環境に関する検討会」による提言を受け、情報通信審議会電波利用環境委員会で同ガイドラインの改訂内容を電波防護指針へ反映させることについて審議がなされ、平成27年3月12日、一部答申を受けた。
- 今般、同答申を踏まえて、電波法施行規則等の改正等を行う。

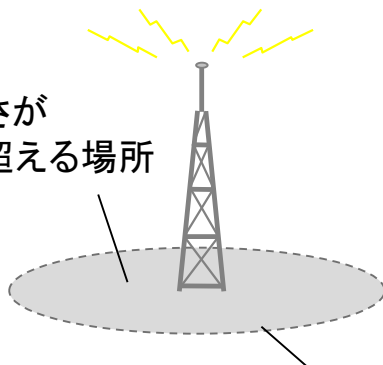
※ 電波や光等に対する人体防護に関し、純粋に科学的立場から安全性を検討し、ガイドラインの勧告を行うことを任務とした独立した国際的組織。現在は、WHO(世界保健機関)等と協力して活動中。

改正(案)の概要

電波の強度に関する基準値を国際的なガイドラインにあわせて改正【電波法施行規則第21条の3】

【電波の強度に関する規制】

電波の強さが
基準値を超える場所



一般の人々が容易に
立ち入りできないよう
施設することを義務付け

第1

周波数	電界強度の実効値 (V/m)	磁界強度の実効値 (A/m)	電力束密度の実効値 (mW/cm ²)
100kHz-3MHz	275	2.18f ⁻¹	/
3MHz-30MHz	824f ⁻¹	2.18f ⁻¹	
30MHz-300MHz	27.5	0.0728	0.2
300MHz-1.5GHz	1.585f ^{1/2}	f ^{1/2} /237.8	f/1500
1.5GHz-300GHz	61.4	0.163	1

※fはMHzを単位とする周波数

※6分間における平均値

第2

周波数	電界強度の実効値 (V/m)	磁界強度の実効値 (A/m)	磁束密度の実効値 (T)
10kHz- 10MHz	83	21	2.7 × 10⁻⁵

(表中の赤字部分が主な変更内容)

※時間平均を行わない瞬時の値